

- 13 台
- (5) 荷さばき施設の面積  
44 平方メートル
- (6) 廃棄物等の保管施設の容量  
29 立法メートル
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数  
1 か所
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時30分から午後5時まで
- 5 届出年月日  
平成15年3月17日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成15年4月16日から平成15年8月15日まで

**熊本県公告第277号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成15年4月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンロードシティ  
熊本県球磨郡錦町西字打越715番1号ほか
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後10時  
変更後 開店時刻午前9時 閉店時刻午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時から午後10時まで  
変更後 午前8時30分から午前0時30分まで
  - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前8時から午後9時まで  
変更後 24時間
- 3 変更する年月日  
平成15年4月3日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
サンロード株式会社
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
13,324 平方メートル
  - (3) 駐車場の収容台数  
819 台
  - (4) 駐輪場の収容台数  
137 台
  - (5) 荷さばき施設の面積  
573.0 平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の容量  
141.34 立法メートル
  - (7) 駐車場の自動車の出入口の数  
3 か所
- 5 届出年月日  
平成15年3月25日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び球磨地域振興局振興調整室  
平成15年4月16日から平成15年8月15日まで

登載依頼

**熊本県教育委員会告示第5号**

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第27条第1項の規定により、次の文化財を熊本県指定重要民俗文化財に指定する。

平成15年4月16日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

種別	重要民俗文化財
名称	妙見宮祭礼神幸行列関係資料
員数	10基（笠鉾9基、神輿1基）
所在地	熊本県八代市通町6ほか
管理団体	熊本県八代市松江城町4-29 八代市教育委員会内 八代神社（妙見宮）祭礼神幸行列保存会

## 正 誤

平成15年3月24日熊本県告示第309号（道路の供用開始）中に誤りがあったので次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
25	下から7行目	270.0	700.0

